

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月20日

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会
理事長 谷 畑 英 吾

令和2年規則第2号

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則の一部を改正する規則

一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則(昭和57年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条中「会員であった者が会員の資格喪失後3月以内に結婚したときも、又同様とする。」を削る。

第9条中「会員であった者が会員の資格喪失後6月以内に出産したときも、又同様とする。」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由の生じた給付金について適用し、施行日前に給付事由の生じた給付金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以前に会員の資格を喪失した者が、改正前の一般財団法人滋賀県市町村職員互助会給付規則第8条及び第9条の規定に該当した場合にあっては、なお従前の例による。